

南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業

補助金の流れ

4月1日時点にて70歳以下であり、勤務先から高速道路利用料金手当を受給していないこと

※66歳以上の方は直近の「運転者講習会」を受講していること

〈概要〉

(1) 町外事業所に高速道路を利用して通勤する町民の方
高速道路利用料の2分の1補助(月上限10,000円)

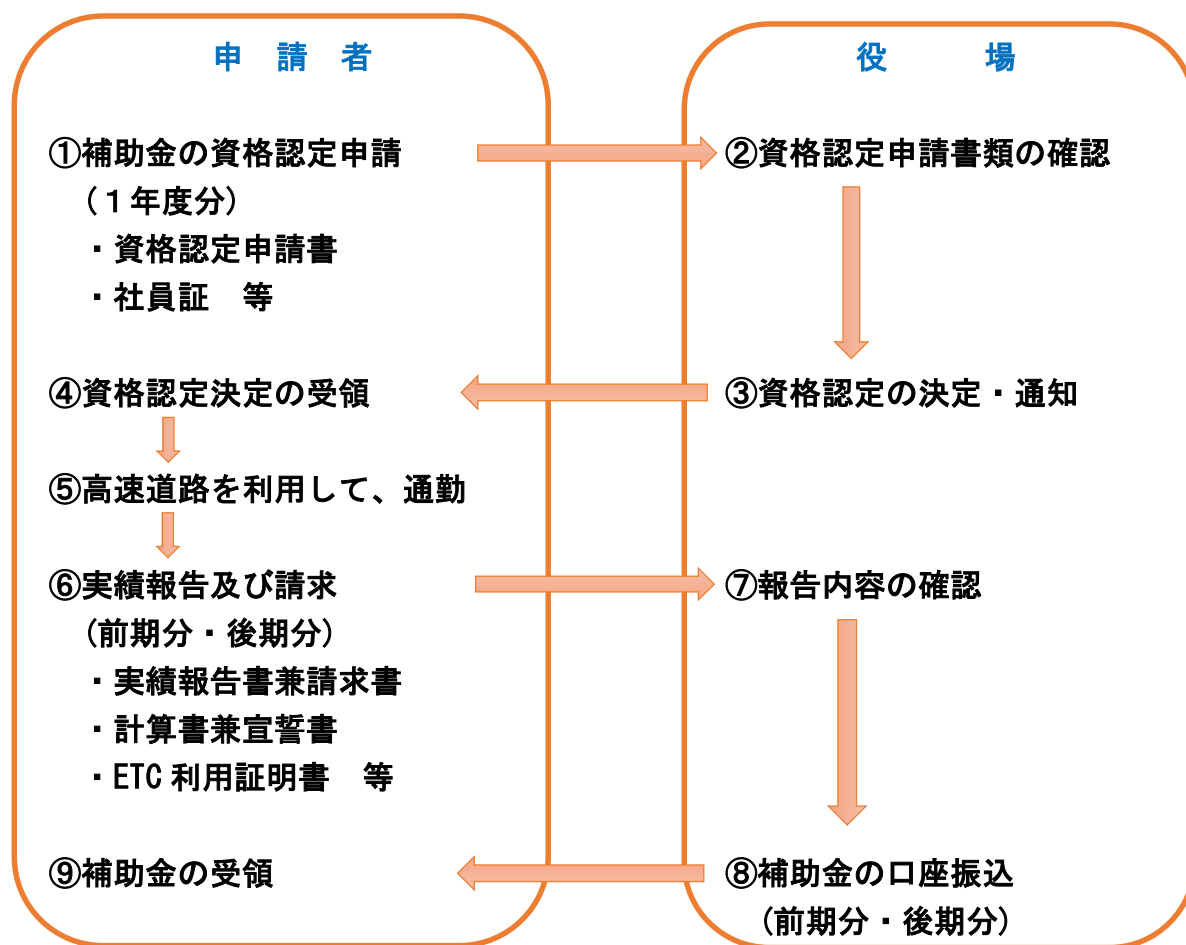
(2) 南越前町内事業所に高速道路を利用して通勤する町外の方
高速道路利用料の3分の1補助(月上限4,000円)

居住地最寄りIC～勤務地最寄りIC

〈対象区間〉

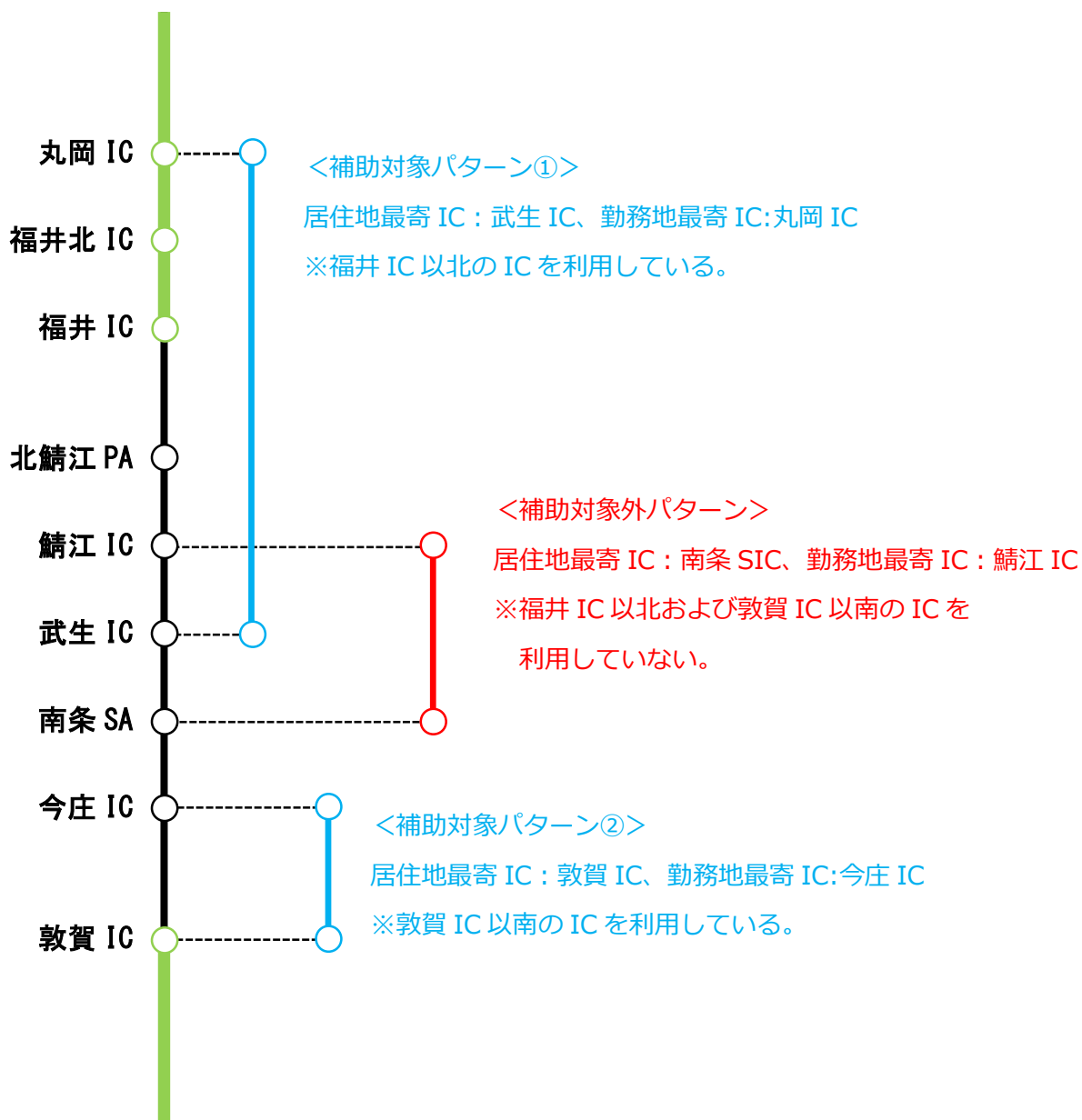
(1)の方 勤務地最寄りICは、福井IC以北又は敦賀IC以南 とする。

(2)の方 居住地最寄りICは、福井IC以北又は敦賀IC以南 とする。



南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業 補助金の具体例

①高速道路利用区間 ※緑色部の区間を利用すること。



②補助金請求

- ・ 4月～9月利用分は10月に請求し、10月～3月利用分は4月に請求する。
- ・ 請求する補助金の額は、各月の高速道路利用料の合計に補助率をかけ、1円未満を切り捨てた額(上限額以内)の各月の合計額とする。